

第18回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年12月11日(月)

午前8時56分～午前10時31分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第18回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和6年12月11日(木) 午前8時56分～午前10時31分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 12月の農業相談委員

4番	林	長輝	委員
5番	原田	利春	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●● 外12名)

- ③ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(●●● 外 1 名)
- ④ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(有限会社 ●●●● 代表取締役 ●●●●)
- ⑤ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
((株)●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●)

(2) その他の案件

- ①福岡県農業委員研修大会について
- ②農業会議中間遠賀地区会研修会について
- ③農業委員会手帳の配布について
- ④遠賀町農業委員会の忘年会について
- ⑤令和 7 年度農業委員会日程および開催場所の変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	山下 啓輔
事務局職員	杉本 千晴

開 会 8 時 5 6 分

議長 おはようございます。少し早いですが始めます。本日の出席委員は農業委員 8 名中 8 名、推進委員 7 名中 7 名の出席となっております。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。

よって、ただいまより第 18 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 4 番林長輝委員、5 番原田利春委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農地法第5条申請関係4件となっています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の山下を指名
 します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。それでは議案書の1ページをお開きください。

付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が芦屋町にお住まいの●●●●●氏、譲渡人が北九州市にお住まいの●●●●●氏です。

申請地が3ページの字図にありますように、大字鬼津字内膳1497番、1498番、1499番の3筆で、地目はすべて田、合計面積は3,067㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は49,541㎡で、農業に従事しております。また現在申請地を耕作している耕作者も譲受人の●●●●●氏であるため、特段問題ないものと思われます。

続きまして議案書の４ページをお開きください。付議案件②農地法第５条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が木守に事業所を置く●●●●●●●●●●●●●●
●●理事長 ●●●●氏、譲渡人が木守にお住まいの●●
●●氏外１２名です。申請者に関しては、５ページの一覧をご確認ください。

申請地が 7 ページの字図にありますように大字木守字長江口 9 0 6 番外 1 6 筆の全 1 7 筆で、字図の黒い太枠で囲ってある部分が今回の申請地です。地目はすべて田、面積は 2 1 , 3 2 4 m²です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居および第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

す。

申請理由は一時転用の農地改良となっております。

今回は農地転用の5条申請ですが、この17筆を一括して●●●●●●●●が改良を行うため、農地の一時的な使用貸借による農地転用ということで5条申請でまとめて出てきております。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

8ページ、9ページが事業計画書です。搬入する土量は38,013 m³で、土砂は遠賀川駅南開発の残土を利用します。

一時転用期間中の被害防除措置は素掘り側溝を設けることと水路の板柵工を行うこととなっております。

用排水計画は、給水は無し、排水は素掘り側溝およびコルゲートパイプ排水による水路への排水、雑排水は発生無しとなっております。

施工計画は令和7年2月から着工し、令和7年5月に完了。その後営農開始となる見込みです。

10ページが営農計画書です。今回は河川の増水時に畦畔を超えて水が浸入することで農地が水没し、営農に支障があるため農地改良を行う計画です。農地改良後は令和7年7月頃から大豆、12月頃から麦の作付けを行う予定です。

耕作はすべて農事組合法人●●●が請け負う予定となっております。

11ページが現況平面図です。太い黒枠が今回の申請地です。北と東および南は水路と面しており、西側は農地と面しています。

12ページが土地利用計画図および排水計画図です。申請地全体の表土を一旦剥いで盛土を行い、盛土した土の上に剥がした表土を被せる計画です。盛土をする際に3つの大きな農地にして、農地の周辺には法面を形成します。農機具等の進入路は図にある通り、4箇所作る計画となっております。

雨水の排水は法面の内側に素掘り側溝を作り、配水管を通じて水路へ排出する計画です。図にある矢印部分が配水管を入れる箇所となります。

13ページが縦横断図です。盛土の高さは2 mとなるように

し、法面は元の畦の内側にゆるやかに形成する計画です。また法面が崩れないように水路の板柵工および農道の地盤改良を行う予定です。

14 ページが縦横断図の部分的な詳細図です。図右側の排水部分をご覧ください。法面の内側に素掘り側溝を作り、埋設する配水管を通して水路へ排水する計画となっております。

15 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

こちらの農地につきましては3種農地で3,000 m²を超えているため、17日に行われる常設審議委員会にかけるとなっております。常設審議委員会の中でも全体案件のものとなっております。

続きまして議案書の16ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が岡垣町にお住まいの●●●氏、●●●●●氏の2名。譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●●氏です。

申請地が18ページの字図にありますように大字尾崎字蟹喰313番で、地目は田、面積は422 m²です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第1種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

19ページの被害防除計画書をご覧ください。雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。用地造成に伴う被害防除としては、コンクリートブロックを設けることとなっております。

20ページが現況平面図です。北西が道路に面しており、南西は水路と面しています。また北東は農地と面しており、南東は宅地と隣接しています。

21ページが土地利用・給排水計画図および縦断図です。

車の出入りは北西の道路から行い、家は南西側に建てる計画です。申請地全体に土を入れ水平にします。水路および宅地と面している箇所はコンクリートブロックを設置し、土留め

を行います。また、雨水排水は溜桝からの水路放流、汚水・生活雑排水は、道路側の下水道へ接続する計画です。図下のX—X'断面をご覧ください。盛土を行い水路側はコンクリートブロックで土留工事を行い、農地側は隣接農地の方が高くなっているため特に措置は行いません。図右のY—Y'断面をご覧ください。同様に盛土を行い隣接する宅地側にコンクリートブロックで土留工事を行います。

22ページ・23ページが建物の平面図および立面図です。
24ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

続きまして議案書の25ページをお開きください。付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が尾崎に事業所を置く有限会社 ●●●● 代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●氏です。

申請地が27ページの字図にありますように大字尾崎字先野々916番、917番1の2筆で、地目はすべて田、面積は合計1,954㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第1種農地となっております。

申請理由は資材置場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

28ページが事業計画書です。申請者の事業目的は資材置場で、申請理由は現在利用している資材置場が借地であり、所有者に明け渡すためとなっております。施工計画は許可後から着工し令和7年3月に完了、4月から供用開始となる見込みです。資材置場には重機4台ほどと残土を置く予定です。

29ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下および溜桝からの水路放流、汚水・排水は発生無しとなっております。用地造成に伴う被害防除としては「コンクリートブロックを設置および重力式擁壁を設ける」こととなっております。

30ページが現況平面図です。北側が農道、東側は農地と隣

接しており、西側は道路に面しています。また南側は宅地と隣接しており、宅地と申請地には大きな高低差があり、間に石垣が築かれています。

3 1 ページが土地利用計画図および排水計画図です。西の道路側に入口を作る計画で、道路の高さまで盛土を行います。北の農道と東の農地側は緩やかな法面を作り、西の道路側は農道から入口まで法面を形成、入口より南側はコンクリートブロックで土留工事を行います。また残土を東側、重機等は北西側に置く予定です。

排水は自然流下および農道側の溜柵からの水路放流です。

3 2 ページが縦横断図です。全体的に盛土し、平らにする計画です。上の A 断面をご覧ください。歩道側の法面は草が生えないように防草シートを設置します。農地側は畦畔の内側に緩やかな法面を形成します。B 断面をご覧ください。農道側に溜柵があるため、盛土をする際に少し傾斜をつける計画です。宅地側は盛土をし、石垣を埋めることで重力により崩れにくくしています。農道側は内側に緩やかな法面を形成します。

3 3 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。こちらでも常設審議会案件となっております。1 種農地で $1,000\text{ m}^2$ を超えているため、同じく 17 日の常設審議員会の地区の方に案件として上がります。

続きまして議案書の 3 4 ページをお開きください。付議案件⑤農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が今古賀に事業所を置く（株）●●●●●●●●代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が木守にお住まいの●●●●●氏です。

申請地が 3 6 ページの字図にありますように大字木守字長江口 9 2 1 番で、地目は田、面積は $1,341\text{ m}^2$ です。農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居地域の第 3 種農地となっております。

申請理由は駐車場となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

37 ページが事業計画書です。現在駐車場が不足しているため、駐車場の拡張を行うものです。施工計画は令和7年2月から着工し、令和7年8月に供用開始となる見込みです。

38 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜枿からの水路放流、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。用地造成に伴う被害防除としては「水路に板柵工を行うこと」となっています。

39 ページが現況平面図です。北側が水路、南側が農道と接しています。東側は農地と隣接しており、西側には既存の駐車場があります。また駐車場との境界に既存のコンクリートブロックおよびフェンスが設置してあります。今回はこちらの駐車場では足りないため、転用を行う計画です。

40 ページが土地利用計画図および排水計画図です。図のとおり45台停められる駐車場を予定しています。農地全体の表土を撤去して盛土を行い、盛土の上にクラッシャーランを敷く計画です。北と南には緩やかな法面を形成し、南の法面の一部は農道へ接続するスロープを形成します。入口は隣接する駐車場から入る計画になっており、北側の境界部分のコンクリートブロックおよびフェンスを一部撤去する計画です。雨水については北西と南西にある溜枿から水路と側溝へ流す予定です。

41 ページが縦横断図です。A断面をご覧ください。表土を撤去したのち隣接する既存の駐車場と同じ高さまで盛土を行い、表面にクラッシャーランを敷きます。雨水が西側の駐車場へ流れるように、少し傾斜をつける計画です。東側の農地は付議案件②で説明したとおり農地改良の一時転用を行う計画で、改良後は今回の申請地より高くなるため土留等はいりません。X断面をご覧ください。北側と南側は緩やかな法面を形成し、北側の水路は崩れないように板柵工を行い土留する計画です。

42 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩し

ます。

休 憩 9 時 2 2 分

－ 現 地 調 査 後 －

再 開 1 0 時 2 3 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
私も地区担当ですので、まず私から報告します。

農業委員
(1 番) いままでずっと耕作されていた●●●●さんが亡くなられて、
娘さんが継がれて、譲渡人の●●●●氏は●●●●氏の弟です。
現地を見られた通り耕作状況も今まで通り特に問題はないと思
われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
続いて秦公美委員から報告をお願いします。

推進委員
(1 番) 問題はないものと思いますので審議のほどよろしくお願いいた
します。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委
員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして付議案件②を議題に供します。
地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員 生産組合長も承諾しておりますので、特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
(3 番)

推進委員 別段問題はないと思われますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
(3 番)

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして付議案件③を議題に供します。地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員 自己住宅の建築に係る許可申請ということで特段問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
(4 番)

推進委員 問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
(4 番)

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして付議案件④を議題に供します。地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員
(4番) 土木工事業の資材置場ということで、問題はないと考えます。
ご審議よろしくをお願いします。

推進委員
(4番) 特に問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして付議案件⑤を議題に供します。地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員
(3番) 先ほどと同じ地区ですが、ここも生産組合長の承認を得ておりますので特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

推進委員 駐車場用地が少ないということで、問題はないと思います。ご
（３番） 審議よろしく願いいたします。

議長 本件について他に質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農地法第５条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成７名で付議案件⑤は承認されました。

それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 ①福岡県農業委員研修大会について説明。
②農業会議中間遠賀地区会研修会について説明。
③農業委員会手帳の配布について説明。
④遠賀町農業委員会の忘年会について説明。
⑤令和７年度農業委員会日程および開催場所の変更について説明。
その他の案件は以上です。

議長 その他の案件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第１８回遠賀町農業
委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 １０時 ３１分